

唐津市債権回収業務
プロポーザル実施要領

令和8年5月

佐賀県唐津市

内容

1	趣旨	1
2	目的	1
3	業務の概要	1
4	参加要件	2
5	企画提案を求める項目	3
6	実施スケジュール	4
7	質問及び回答	4
8	プロポーザル参加表明書の提出	5
9	企画提案書等の提出	6
10	企画提案書等の提出方法	7
11	失格事項	7
12	審査方法	8
13	結果通知	10
14	仕様の調整	10
15	見積書の提出	10
16	契約締結等	10
17	契約の履行	10
18	事務局	10

1 趣旨

この要領は、唐津市が発注する「唐津市債権回収業務」において、契約の相手先を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

2 目的

本業務は、唐津市が有する債権のうち、未収となっている非強制徴収公債権及び私債権について、専門的知識及び資格職として様々な権限を有する者に債権回収業務を委託することにより、効率的かつ効果的な未収金対策を図り、市民負担の公平性の確保及び健全な行財政運営に寄与することを目的とする。

3 業務の概要

(1) 業務名

唐津市債権回収業務

(2) 業務内容

別紙「唐津市債権回収業務仕様書」のとおり

(3) 対象債権

- ・市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、訴訟費用

2人 2,862,662円

- ・奨学金貸付金収入

5人 1,721,000円

- ・学校給食費

5人 1,591,940円

- ・被保険者交通事故等第三者納付金

2人 1,021,452円

※令和8年5月時点。契約締結までに人数、金額の増減があり得る。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(5) 業務に要する費用（上限額）

ア 成功報酬制を採用し、受託者が本業務の遂行により回収した金額に成功報酬率を乗じ、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた額（1円未満の端数切捨て）とする。

イ 成功報酬率の上限は24%とし、業務に必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び附属する事業費その他一切の諸経費を含むものとする。

ウ 委託料の提案上限額は、534,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

(6) 契約の相手方の選定方法

企画提案を公募し、その内容を審査して最優秀及び優秀な提案者を選定し、最優秀提案者を随意契約の優先交渉権者とする手続（公募型プロポーザル方式）による。

4 参加要件

(1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条の規定により日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士又は同法第30条の2に規定する弁護士法人（以下「弁護士等」という。）とする。

(2) 複数の弁護士等により構成される連合体（以下「共同事業体」という。）による参加も認めるが、共同事業体の代表を定め、共同事業体構成員名簿及び共同事業体協定書を作成し提出すること。

(3) 公告前5年以内に、国又は他の地方公共団体と債権回収業務に関連する契約締結実績（契約を締結していればよく、契約期間を満了していることは要しない。）を有していること。

(4) 弁護士等又は共同事業体を構成するすべての弁護士等は、次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由等）に該当する者

イ 次の申立てがなされている者

(ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定によ

る破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

ウ 国税及び地方税の滞納者

エ 次に該当する者

(ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(5) 共同事業体を構成する弁護士等は、単独又は他の共同事業体を構成し、重複して参加することはできない。

5 企画提案を求める項目

別紙「唐津市債権回収業務仕様書」を参照のうえ、下記の項目について提案すること。

(1) 過去の業務実績

他の地方公共団体等での類似業務等の実績（公告日前5年間）について示すこと。

(2) 業務計画

本業務を履行するにあたっての実施体制及び業務スケジュール等を示すこと
(必ずしも担当者氏名を明示する必要はない。)

(3) 提案事項

- ア 本業務の実施方針（提案者の本業務に対する考え方等）
- イ 効率的な催告実施に向けた取り組み
- ウ 効率的な回収に向けた取り組み
- エ 苦情等の未然防止策及び苦情発生時の対応策
- オ 個人情報の保護体制
- カ 独自提案事項

本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える独自提案

(4) 成功報酬見積

業務を実施するために必要な経費の積算書（消費税及び地方消費税相当額を含む）。その根拠が把握できるように記載すること。

6 実施スケジュール

項目	日程
① 質問の受付期限	令和8年6月5日（金）まで
② 参加表明書の受付期限	令和8年6月5日（金）まで
③ 質問の回答期限	令和8年6月10日（水）まで
④ 企画提案書等提出期限	令和8年6月26日（金）まで
⑤ 形式審査	令和8年6月30日（火）
⑥ 形式審査の結果通知	令和8年7月2日（木）
⑦ プレゼンテーションの実施	令和8年7月7日（火）（予定）
⑧ プレゼンテーション審査結果通知	令和8年7月10日（金）（予定）
⑨ 契約締結	令和8年7月下旬（予定）

7 質問及び回答

(1) 提出書類

質問書【様式第2号】

(2) 受付期限

令和8年6月5日（金）午後5時〔必着〕

(3) 提出方法

電子メールによるものとし、件名は「【事業者名】唐津市債権回収業務質問書」とする。また、受信確認のため、メール送信後に電話連絡をすること。

(4) 提出先

唐津市役所 市民環境部 債権管理課

【電子メール】 saiken@city.karatsu.lg.jp

【電話番号】 0955-53-7106

(5) 回答方法

ア 提出された質問事項を集約し、回答一覧を参加表明書提出者全員へ令和8年6月10日（水）までに電子メールにより回答する。

イ 電子メールは、質問書に記載されたメールアドレス宛に送信する。質問の提出がなかった参加表明者に対しては、参加表明書に記載されているメールアドレス宛送信する。

ウ 回答にあたっては、質問者名等は公表しない。また、提案についての考え方と解されるもの等については回答しないことがある。

エ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対して電話等により確認を行う。

(6) 質問書の取扱いについて

質問への回答内容については、本実施要領及び仕様書など、配布した提供資料の追加または修正として取り扱うこととする。

8 プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザル参加希望者は、次の要領で参加表明すること。

(1) 提出書類

唐津市債権回収業務プロポーザル参加表明書【様式第1号】（以下「表明書」という。）

(2) 受付期限

令和8年6月5日（金）午後5時 [必着]

(3) 提出方法

電子メールによるものとし、件名は、【参加表明】唐津市債権回収業務」とする。※受信確認のため、メール送信後に電話連絡をすること。

(4) 提出先

唐津市役所 市民環境部 債権管理課

【電子メール】 saiken@city.karatsu.lg.jp

【電話番号】 0955-53-7106

(5) 表明書の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(6) 表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、審査により最優秀者が選定されるまでは、その旨を記述した参加辞退届（任意様式）の提出により辞退を認める。

9 企画提案書等の提出

表明書を提出した者は、次に掲げる企画提案書等を提出すること。

提出書類		提出部数
(1)	業務実績調書（様式第3号）	6部
(2)	業務実施体制（様式第4号）	6部
(3)	業務スケジュール（様式任意）	6部
(4)	企画提案書（様式任意） ※5ページ以内（表紙、目次を除く）	6部
(5)	積算書（様式任意）	6部
(6)	市区町村民税について未納がないことを証明できる書類 （所在市区町村が発行する完納証明書等）	1部
(7)	法人税並びに消費税及び地方消費税について未納がないことを証明できる書類（国税通則法施行規則別紙第9号書式「その3」又は「その3の3」）	1部
(8)	弁護士等であることを証明する書類	
	ア 弁護士の場合 ・ 弁護士会に所属している証明書	1部
	イ 弁護士法人の場合 ・ 登記事項証明書	1部

(9)	役員名簿（様式第5号）	1部
(10)	共同事業体協定書（様式任意）※該当する場合のみ	1部

※(1)～(5)については、A4版の片面印刷とし、文字サイズは11ポイント以上とすること（イラスト等の注釈や説明書きについてはこの限りではない）。

また、様式任意を除き、指定の様式を用いない提出書類等は受付しないものとする。

※(6)～(8)については、表明書提出時の現状を証明するものであり、交付後3か月以内のもの（写し可）に限る。

10 企画提案書等の提出方法

(1) 提出方法

持参、郵送（配達記録が残る方法に限る。）のいずれかで提出すること。

(2) 提出期限

令和8年6月26日（金）午後5時必着

※持参する場合は、唐津市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までの間

(3) 提出先

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市役所 市民環境部 債権管理課

(4) 提案に係る費用負担

提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。

(5) 企画提案書等の取扱い

ア 企画提案書等提出後における企画提案書記載内容の追加及び変更は原則認めない。

イ 提出された企画提案書等の返却には応じない。

ウ 提出された企画提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。

11 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合、失格とし応募は無効とする。

(1) 本実施要領の参加要件を満たさない場合

- (2) 表明書、企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (3) 表明書、企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 積算額（見積額）について、上記 3 (5) の業務に要する費用（上限額）を超えた提案がされた場合
- (5) 提出方法、提出先及び提出期限に適しない場合
- (6) 唐津市債権回収業務プロポーザル審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）や関係者に対して働きかけを行うなど、審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (7) 唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 26 年告示第 59 号）別表第 1 から別表第 3 までの各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する行為が認められた場合

12 審査方法

- (1) 形式審査
 - ア 提出された書類に不備がないか事前に審査する。
 - イ 形式審査の結果については、表明書提出者全員に対し書面にて通知する。
 - ウ 審査に対する問い合わせ又は異議の申し立ては、一切応じないものとする。
- (2) 書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング
 - ア 日時及び場所
 - 令和 8 年 7 月 7 日（火）（予定）
 - 唐津市役所本庁舎内にて実施することとし、場所の詳細及び時間については別途通知する。
 - イ プレゼンテーションを行う順番
 - 企画提案書等の受付順とする。ただし、企画提案書等の到着が同日同時刻の場合は、提出者の五十音順とする。
 - ウ 審査内容
 - プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容に基づくものとし、企画提案書でイメージをつかむことが難しい点やアピールしたい点につ

いて説明し、15分以内で分かりやすくプレゼンテーションを行うこと。続いて、審査委員からヒアリングを行うので、明確に回答すること。ヒアリングの時間は、15分以内とする。

エ 当日の資料の追加及びパソコンやプロジェクタ等の持ち込み機器の使用は不可とする。

オ プレゼンテーション参加者は、3名までとする。

カ プレゼンテーションは非公開とする。

キ 特別な理由がなく、プレゼンテーション開始時間に遅れた場合は、失格とみなす。

(3) 評価方法

次のとおり審査採点し、最優秀者及び優秀者を特定する。

ア 審査採点機関

審査委員が評価採点を行う。

イ プロポーザルの参加要件が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載をした者については、参加要件を無効とし、評価採点の対象としない。

ウ 評価採点方法

(ア) 審査は、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングにより構成する。

(イ) 審査委員が、評価基準項目ごとに審査し、合計する。

(ウ) 各審査委員の評価点を合計し、得点順位により、最優秀者1者及び優秀者1者を特定する（応募者が1者のみの提案の場合においても、評価の点数が一定以上であれば最優秀者として特定する。）。

(エ) 最高得点を取得した者が複数者ある場合は、基準表のうち、「3①業務内容の理解度」及び「3②具体的な企画提案内容」の合計得点が最も高い者を最優秀者として特定する。なお、同点の場合は、審査委員による投票とする。

エ 評価項目及び評価基準表

別紙「評価項目及び評価基準表」のとおり

13 結果通知

審査後の最終結果については、提案者の得点を明示した書面により、個別に通知するとともに、唐津市ホームページにおいて最優秀者名を公表する。なお、得点の内訳等の審査内容について説明を求めると及び審査結果について一切の異議申し立てはできないものとする。

14 仕様の調整

最優秀者と唐津市との間で、契約を締結するための仕様等の調整を行い、契約内容を確定する。

15 見積書の提出

最優秀者は、前記の「仕様の調整」で調整した仕様に基づき、契約を行うための正式な見積書を提出する。

16 契約締結等

最優秀者を契約の相手方とし、唐津市長と契約書を取り交わし、契約を締結する。その者との契約が成立しない場合は、次点となった優秀者と契約締結交渉を行う。

17 契約の履行

契約相手方の業務責任者は、唐津市役所市民環境部債権管理課と連絡を取りながら、業務を遂行する。

18 事務局

唐津市役所 市民環境部 債権管理課（担当：井本）

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

電話番号 0955-53-7106

ファックス番号 0955-73-7848

電子メール saiken@city.karatsu.lg.jp